

船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を改正する告示案に関する意見募集結果について

令和8年6月10日
国土交通省
海事局安全政策課

国土交通省では、令和8年4月7日から令和8年5月11日までの期間、船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、2件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の内容及びそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので公表致します。

今回の意見募集にあたり、ご協力いただきました方々へ厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○意見募集の結果（2件）

ご意見の概要	国土交通省の考え方
本件については、2025年6月より、海上保安庁総務部 情報通信課から詳細説明を頂き、当該海域を航行する船舶所有者の確認の上で対処確認がおこなわれた旨のご報告を頂いております案件であり、異議はありません。	御意見ありがとうございます。
本改正案の趣旨については、安全性の確保という観点から重要であると認識しております。一方で、水域の見直しに伴い、現場における運用や判断に影響が生じる可能性がある点について懸念しております。 特に、水域区分の変更や適用範囲の見直しが行われる場合、現場においては「どの水域に該当するか」の判断が実務上重要となるため、解釈に迷いが生じないように、具体的かつ分かりやすい基準や事例の提示が必要であると考えます。	本改正については、既に海上保安庁が周知活動及び業界調整を実施しており、海上保安庁が所掌する告示「デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の通信圏等についての一部を改正する告示」のとおり経過措置を設けています。 水域の範囲については、案文のとおり各号に掲げる地点を中心とした半径150海里と明確に規定しています。

また、現場の安全確保と円滑な運用を両立する観点から、必要に応じて経過措置や十分な周知期間を設けていただくことを要望いたします。

安全性の向上という目的を達成しつつ、現場における混乱を最小限に抑えるため、実務上の分かりやすさと運用のしやすさにも配慮した制度設計をお願いいたします。

<問合せ先>

国土交通省海事局安全政策課

電話：03-5253-8631